

気象警報発令時の対応基準について（町立体育館）

（令和 3 年 1 2 月 1 6 日から適用）

1 気象警報が発令された場合は、次のとおり対応します。

	発令内容	対応
(1)	暴風警報	発令時に閉館
(2)	特別警報 (大雨、暴風等)	
(3)	大雨警報	通常どおり開館
(4)	洪水警報	

2 暴風警報、特別警報（大雨、暴風等）が発令された時の対応

発令時点から閉館とし、解除に伴う開閉については次の基準のとおりです。

	発令内容	対応
(1)	午前7時より前に解除された場合	午前9時から開館（通常開館）
(2)	午前7時以降午前10時より前に解除された場合	正午から開館
(3)	午前10時以降午後1時より前に解除された場合	午後3時から開館
(4)	午後1時以降に解除された場合	終日閉館

上表の具体例は次のとおりです。

- ア 午前5時に発令され、午前6時59分に解除された場合 → 午前9時から開館（通常開館）
- イ 午前5時に発令され、午前7時に解除された場合 → 午前9時から閉館し、正午から開館
- ウ 午前5時に発令され、午前11時に解除された場合 → 午前9時から閉館し、午後3時から開館
- エ 午前10時に発令され、正午に解除された場合 → 午前10時から閉館し、午後3時から開館
- オ 午前10時に発令され、午後1時に解除された場合 → 午前10時から閉館し、終日閉館
- カ 午後1時に発令され、午後3時に解除された場合 → 午後1時から閉館し、終日閉館

※1 災害による被害状況等から判断し、上表以外でも臨時に閉館する場合があります。

※2 閉館対象となる警報が解除されても、以下の場合、臨時に閉館する場合があります。

- ① 町立体育館の被害状況を調査中の場合
- ② 町立体育館が被害を受けて使用できない場合
- ③ 町立体育館が避難所になった場合
- ④ 台風や豪雨が去っても引き続き増水や土砂災害の危険が予想される場合
- ⑤ その他、教育委員会が開館すべきでないと判断した場合

（問合せ先）町立体育館 電話075-962-1331